

花菖蒲ノ會會報



令和4年
10月17日
第5号

評議員会冒頭の統理挨拶

私は、六月二十三日の役員会に際し、仮処分についての裁判所の判断を待つといふことを申し上げましたが、十月五日の仮処分の決定を見ますと、庁規十二条2項の役員会の議を経て決定するとは、役員会の議決を踏まへて指名するといふ趣旨とされてゐます。

議を議決としてゐる点は承服できませんが、六月二十三日の役員会で田中前総長を総長とすべきとする議決が行はれたことは承知してをりますので、それを踏まへた上で改めて総長を指名します。

最高裁の決定で確定した判決を見ると、田中前総長の下で神社本庁では情報操作による恣意的な庁務運営や濫用的な懲戒権の行使が行はれてゐることが指摘されてをり、神社本庁の歴史に大きな汚点を残しました。

私は神社本庁の将来に対し強い危機意識を抱いてをり、今の神社本庁にとってこれまでの庁務運営の在り方を抜本的に見直し、透明性と公平性が確保された正常な庁務運営を取り戻すことが急務であると考へてゐます。

しかし、田中前総長から反省の弁は聞かれず、再発防止策も示されてをりません。田中前総長を総長に推す役員会の議決を踏まへても田中前総長を五期目の総長に指名することは神社本庁の代表として到底できないことです。

次期総長には透明性、公平性の確保された庁務運営を期待し得る方として、芦原高穂理事を指名いたします。

役員の皆様におかれましては、私の指名の趣旨につきご理解を賜り、今後は芦原総長の下、一致団結して透明性と公平性の確保された庁務運営にご尽力を頂きたく、お願ひ申し上げます。以上でございます。

令和四年十月 評議員会概要報告

神社本庁の本年度秋の評議員会は十月十三日の午後一時三十分に開催されました。

五月の評議員会以来、総長の指名をめぐる裁判提訴も含め混乱してゐる状況に、なんらかの解決の方向が見いだせることも期待された評議員会ではありましたが、その期待には満足できる結果は得られないまま終了しました。

神社本庁の混乱は依然継続中と言はざるをえない残念な状態です。

その中で、特筆すべきは、冒頭の「統理挨拶」において、統理様が「総長には田中氏を指名できない。芦原氏を指名する」との断固たる姿勢をお示しにされたことです（ご挨拶の内容は上記掲載の通り）。

この異例のご挨拶にも関はず、本庁当局や議長の議事運営は、この統理様のご意向をほぼ無視したままの進行となりました。以下、その経過概要を報告します。

●評議員会日程

当日の日程・次第および議案は以下の通り。

【十月定例評議員会次第】

令和四年十月十三日（木）

午後一時半

於 神社本庁大講堂

一、一同入場

一、修祓

一、神殿拝礼

一、国歌斉唱

一、敬神生活の綱領唱和

一、開会

一、統理挨拶

一、開議

一、諸般の報告

一、理事補欠選挙

一、議事

一、（自由討論）

一、議事終了

一、議長挨拶

一、閉会

一、総長挨拶

一、統理挨拶

一、神殿拝礼

【十月定例評議員会日程】

第一 議事録署名議員指名

第二 理事補欠選挙

第三 議案第一号 令和三年

定例評議員会における評

議員提出議案件等の処理

結果

第四 議案第二号 令和三年

度神社本庁業務報告

第五 議案第三号 令和三年

度一般会計歳入歳出決算

第六 議案第四号 令和三年

度御代替記念事業特別会

計歳入歳出決算

第七 議案第五号 令和三年

度各種資金及び保管金会

計収支計算書

第八 議案第六号 財産目録

第九 議案第七号 令和三年

度事業会計決算

第一〇 議案第八号 令和三

年度神社賠償責任保険会

計収支計算書及び財産目

録

第一一 議案第九号 令和四

年度一般会計歳入歳出補

正予算案

第一二 議案第一〇号 御代

替記念事業特別会計剰余

金の取扱ひについて

第一三 （自由討論）

●議事経過概要

本紙一頁に記したやうに、

統理様の冒頭の挨拶から、芦

原総長指名を明言。

田中氏を「前総長」と呼称し、

五選は認めないとされた。（拍

手多数）しかし、開議後は、

これが無かったやうに、淡々と諸般の報告となる。

理事補欠選挙で東園氏当選。

（五月の総代会役員会で決定

できなかったの、今回の選

挙となった。）

ついで議案第一号・第二号

の処理結果と業務報告。小野

常務理事が担当。

通常なら「議案書に印刷し

てありますので要点のみ」と

説明するのだが、議案書以上

に細かく長々と説明する。

稲・瀬尾裁判については、

ほぼ冊子の議案のとほり。

その後、荒井総務部長が議

長の許可を得て、総長指名問

題について、小川弁護士の答

弁書や若木の記事抜粋などの

資料を配布。

荒井総務部長「議を経て指

名」について、若木の記事で

3つの解釈を示し、旭川地裁

の決定で議決が必要と判断す

るとし、五月臨時役員会から

の経緯、芦原理事の登記手続

の顛末など、芦原理事を激し

く糾弾。

「秘密裏に登記、総長印を偽

造、一歩間違へれば刑事事件、

役員的行為としてかなり不適

切」などと発言。

本庁事務局の対応は、統理

の意向の無視ではなく、本庁のコンプライアンスの問題だと主張。裁判での敗訴と総長の選任は別問題。総長背任は裁判所にも認められなかった、などと述べる。

これに対し、芦原理事が挙

手して意見。

「庁規十二条は『議を経て』

であり『議決』ではない。栃

尾さんも落合さんも同意見だ

った。」「登記は、統理から指

名書をいただいたから。大命

を受けて腹をくくった。宗教

法人法では二週間以内に登記

しなければならない。本庁が

動かない以上、速やかに登記

を行った。秘密裏に行ったわ

けではない。」とした。

本部氏（宮崎）が「議を経て

」の事務局の説明を支持す

る意見。本庁の印章取扱規程

違反などといって芦原氏を批

判。

荒井総務部長「規程に抵触

するのではないか。

芦原理事「本庁が印鑑を用

意しないなら改印すべきとの

弁護士の助言に従った。

村田氏（宮城）「役員会で決

まっけないものを先行して登

記する芦原理事の態度はおか

しい。議事録も不審だし、そ

の署名人も問題。

芦原理事…五月二十八日の議論を経て統理は専門家に確認すると言はれ、確認ののち指名があり、それで登記事務を進めた。私が総長に就任したならば統理の意向を受けて、皆さんの協力をいただいで進めて行きたい。

村田氏…議論をすり替へてゐる。東京地裁の結果が出るまで待ちませう。

神保氏(群馬)…事務局の対応を厳しく批判。事務局が解決のためにどんな努力をしたのかと。また五月二十八日の議事録、録音を開示せよ。

荒井総務部長…役員会の内容は出席の役員から聞いて欲しい。

阿部氏(福岡)…五月の総長挨拶は嘘。神社本庁の進路は評議員会で決めてもらひたい。戦後、神社本庁の運営はキチンと行はれて来た。田中総長時代のみマスコミに叩かれ、神社本庁の品格は貶められた。歴代の総長は、統理の指名を受けて、信頼を培ってきた。若木原稿、憲章を読み上げて厳しく意見。

荒井総務部長…統理指名書の段階ではまだ「議を経て」

みないから登記はできない

佐野氏(神奈川)…田中氏に五期目もお願ひしたいと言っている役員が多くあるやうだが、業務報告には御大典記念事業も出てゐるが、御大典対策は万全であったのか。神社本庁の対応に課題はないのか？

昨今の本庁の業務では反省がなさすぎる。そのなかで田中氏は何故五期を目指すのか？何がしたいのか？話して欲しい。両常務理事に対し、田中氏を推す理由を述べよと要求。

藤江常務理事…常務理事会で統理から発言を封じられた。指名書に田中総長を有罪的に扱ふ記述ありと言ったら、統理から、あなたは新参者だからと言はれた。統理は戴いてゐる存在で、利用してはならない。統理は黙ってゐて欲しいと何度も言ったが、統理は話し続けた。五月二十八日の件では、統理が利用されないやう、統理の発言を求める声に反対した。役員会が統理の指名に反したら、統理は降りると発言した。

(問題) 佐野氏の発言には全く答へず、統理を批判する不見識な発言

田中理事(なほ在任総長)…

平成の祭祀祭礼総合調査について、佐野氏を批判。参事退任後も佐野さんは嘱託としてこの事業を行った。当時の予算は十四億。祭祀祭礼総合調査は一億数千万。その後の活用、フォローはどうなのか？この成果は何か？反省はないのか

佐野氏…当時は役員も職員も十分な情報共有をして御大典の対策をした。祭礼調査は単に報告書がただけでなく、調査を通じて全国の神職が祭りとは何かを自ら考へる作業をした。その事を考へて仕事をした。

田中理事(なほ在任総長)…

私が五期目をやる理由。応援してくれる人もあるが、神社本庁規程には留任は妨げないところがある。私を支持してくれる人があるから今に至っている。なほ在任の立場だが、私への批判はあるが、自分の使命に則ってやっている。小規模神社や神社内部の問題など。神社本庁の正常化とよく言われるが、憲章や綱領にあるように浄らかな神社界となるよう尽力したい。

神社本庁職員経験の評議員

がいますが、永井君、当時の状況を話してくれないか？

(問題) 五期を臨む理由は依然不明確。応援してくれる人はなぜ応援するのか疑問？

永井氏(北海道)…登記の議事録が神社新報の記事であったことは不当。議事録作成者に葦津、西高辻、圓藤の名前があるが、これは問題ではないか？百合丘職舎売却で本庁が本当に損したのか？田中に責任があるのか？エルピーダ損失事件を指摘。当時の白井総長が評議員会で謝罪した。エルピーダは穴埋めしていない。これはどうなんだ？圓藤副議長…芦原氏登記の際の経過と署名説明。

葦津(福岡)…エルピーダは決裁した者として進退伺ひを申し出た。しかし今日の話はその問題ではない。本庁は設立以来の慣習がある。統理の総長指名は、実際には統理一任で進められてきたが、何故、今回は前例に従はなかったのか。この指名の会議は御前会議のやうなもので、本来議事録にも残さないやうに引き継いでゐるはずである。

荒井総務部長…臨時(総長指名)役員会の議事録は作っ

てある。以前のものを参照し
前例通りのことをした。

葦津氏…議事録について、

私（葦津）の担当以前の議事
録は絶対に存在しないと発言。

西高辻理事…統理の発言の
重さを指摘。風通しの良い組
織に。役員会の議事録が出て
こないのが問題。

春名氏（岡山）…いくら挙手
をしても指名しない。ここ

はボタンもない。議長は半日
で済むと思ったのか？ あな
たは会議の運営の責任者だよ。

裁判所は形式で判断しそれも
仮のもの。そもそも田中氏の
責任はどうなっているのか？

田中氏は五月に脅迫のやう
な発言。だから統理さんはあ
なたを指名できない。田中氏
を推す理事は信じられない。

荒井総務部長…評議員会日
程はコロナ対策で仕方がない
こと。そもそも日程は統理の
決裁。半日として招集した責
任は統理にある。仮処分でも
法的効力がある。脅迫という
のは名誉毀損だ。「議を経て」

は十二月の判決で決まる。

**（問題）統理に責任転嫁の
問題発言**

議長…総長指名は係争中な
ので判決に委ね、質疑を打ち
きり。業務報告は承認へ。
（暫時休憩）

議長…議事再開。決算報告
関係を一括議題に。

田中理事（なほ在任総長）…
概要説明。

香取財政部長…裁判関係の
経費について、年度毎の内訳
を口頭で説明。未払い給与に
ついて説明。

議長…次に監査報告。

河村監事…正確に処理され
てゐる。十分留意して予算執
行して欲しい。業務監査とし
て、神社本庁の歴史を述べ、
総長が決まらない状態が続い
てゐるが、早く本来あるべき
姿の神社本庁に立ち返って欲
しい。

神保氏…神道政治連盟会長
が本庁の公用車使用するのは
どうなのか。また、旭川の仮
処分の裁判費用は本庁予算で

出しているのか？

香取財政部長…神道政治連
盟もリース契約。仮処分の費
用は予想外だが、法務関係費
から支出している。

春名氏…会期について議長
と相談したか？未払い給与の
総額は？決算書で勝手に項目
を新設補正しているのは不当。

荒井総務部長…議長にも相
談している。

香取財政部長…過年度支出
について説明。会計士と相談
し、追認をしていただいたと
報告。

春名氏…勝手に支出して決
算後で認めるとはおかしい。
不要な裁判を継続したことが
問題。正副議長会で進言した
が無視され、それで副議長退
任。故に決算は承認できない。
小野常務理事…役員会で承
認を得た。

議長…一般会計ほか決算に
つき採決。会計報告は認定。
続いて補正予算

財政部長…補正予算説明。

山内（滋賀）…統理の意思を
確認した。よく似た質問が出
てくるのは、裁判の総括がで
きてゐないため、多くの人が
疑問に思つてゐるからだ。納
得出来ない限りいつまでも続

く。稲部長の意見も聞くべき。

議長…補正予算を採決する。

続いて御代替事業の剰余金。
太田（岡山）…議長に苦言、
なぜ業務報告で発言できない
のか？反省して欲しい。

牧野（愛知）…式年遷宮を控
え現状で奉賛活動出来るか？
問題解決のためには年内に臨
時評議員会を開催して欲しい。

議長…議案は採決、可決
（異議ありの声も上がつてゐ
たが、議長は賛成多数として
可決）

自由討論なし。議事終了。
田中理事（なほ在任総長）
挨拶…評議員会への協力に感
謝。

統理挨拶…言うだけ言つて
もそれをどう受け止めるか。
課題は重要であるから評議員
会を開催できるように協力を願
いたい。

全日程終了
（午後六時四十五分）
~~~~~

以上、概要です。録音もない  
ので漏れや不正確なところも  
あるかと存じますが、経過は  
ご理解いただけると存じます。  
最後に**臨時評議員会**の提示  
もありました。皆様の要望を  
お寄せください。

## 統理様のもとで

## 神社界の真姿を顕現しよう